

CONTENTS

巻頭言 研究政策の重点化と社会システム研究所	安藤 哲生 1	租税競争の憲法的ルール	柳ヶ瀬孝三 7
「反共有地の悲劇」への政策的対応	大川 隆夫 2	リスタートメント不在と信頼喪失	松村 勝弘 8
リサイクルと貿易論	谷垣 和則 3	裁定取引のリスク	秦 劫 9
テクノロジー・マネジメント研究	徳田 昭雄 4	規模別の小売商業動向	平田 純一 10
ドイツにおける放送オーケストラの経営ヨーロッパ訪問調査から	近藤 宏一 5	「すでに起こった未来」ピーター・F・ドラッカーに学ぶ	三浦 一郎 11
中国遼寧省における中・小型国有企業民営化の実状	芳澤 輝泰 6	日本の金融再生と研究者の責任	堀 敬一 12

巻頭言

立命館大学 社会システム研究所
所長 安藤 哲生

研究政策の重点化と社会システム研究所

文部科学省のCOEプログラムを契機として、研究政策の重点化が改めて衆目を集めている。立命館大学は2002年度3テーマが認められ、内外から好感をもって迎えられていることは、大学関係者としてありがたいことである。社会科学をはじめとする来年度の各分野の審査が引き続き行われていることは衆知の通りであり、どのような結果が発表されるか、本年同様国立大学中心のテーマ選定がされるのか注目したい。

これと軌を一にして、本学でも重点研究領域の設定をはじめとする一連の研究政策の改訂が行われてきた。教員各自の多面的な研究活動と、私立大学としての財政的制約とをどう整合して研究政策を進めるかは、一つの答えを得ることが困難な問題である。多くの試行錯誤を重ねる中からよりよい方向を見いだしていく以外に方法がないと言えよう。

社会システム研究所においても、重点研究領域を当面次の5つに定め、全学研究プロジェクト募集制度の運営にあたることにした。

1. 経済学・経営学・会計学における未解明の理論的課題に関する研究
2. ファイナンス、財政・会計分野の現代的課題に関する研究

3. 現代企業の技術経営活動及び産業創生に関する諸課題の研究
4. わが国および京滋地区の社会構造変化に伴う経済・経営的諸課題の研究
5. 東アジア地域の経済発展、相互協力に関する研究

社会システム研究の領域は多岐にわたっており、その中からあえて重点研究領域を設定することは、一面無謀なこととも言えるが、理論、政策、歴史の3分野から前二者を選び、プロジェクト研究という研究方法を前提に、現代的課題に着目した結果である。

1の理論研究の面では、社会経済学分野の豊富な理論研究の蓄積を生かした新たなパラダイム作りを特に期待したい。2～5の政策研究では、各学部各研究科を横断した共同研究によって、多面的な視野から社会的要請に応えていく研究の取り組みを期待したい。

本研究所は現在9プロジェクトが活動しており、本年度には2プロジェクトが終了し、2003年度には7プロジェクトが最終年度を迎える。その研究成果を確認すると共に、新たな重点研究領域の発展に向けて研究計画をどう充実していくかが次の課題と言えよう。

(経営学部教授)

Project
No.

1

共有地・反共有地の悲劇と知的財産権

研究代表者 経済学部助教授 大川 隆夫



執筆者

経済学部 助教授

大川 隆夫

Theme

「反共有地の悲劇」への政策的対応

Profile

専門分野/産業組織論

研究テーマ/不完全競争市場における公共政策についての分析
主な所属学会/日本経済学会、国際経済学会、日本統計学会

ある資源に複数の所有者が存在する時に発生する非効率性をHeller (1998)は「反共有地の悲劇」と呼び、特に不動産や特許というものに生じやすいことを指摘した。この研究を嚆矢として、いくつかの研究が行われ「反共有地の悲劇」の構造が明らかにされた。それらの研究の中で特筆すべきは、Scultz, Parisi, and Depoorter (2001)によって、「反共有地の悲劇」が2種類の外部性よりなることが示されたことである。

一つ目はcurrent externalityと呼ばれるもので、資源の各保有者は、その資源利用のためのロイヤルティ水準を、他の所有者のロイヤルティ水準を所与とした上で決定するが故に、価格に関する一種のクールノー競争が生じ、利用者が支払わねばならない総ロイヤルティ水準が過大になってしまうという点である。二つ目はfuture externalityと呼ばれるもので、総ロイヤルティ支払いが増加することを通じて、当該資源の利用者数が社会的に過小になってしまうことを指す。

上記のことから、「反共有地の悲劇」を解消するためには、各所有者がロイヤルティ水準を決定する際に発生する外部性を内部化できればよいことがわかる。そのためにとられる有効な手段としては、特に特許に関してShapiro (2001)が指摘する特許プールやパッケージ・ライセンスなどといった、複数の特許を一括して一つにしてしまうというようなものが挙げられる。

このような結論は、ロイヤルティがfixed feeの形態でのみ徴収される場合には成立すると考えられる。では、ロイヤルティがfixed feeのみならずランニング・ロイヤルティの形態でも徴収されるような二部料金制であった

場合、上記の結論はどのように変わるのであろうか？

Ohkawa (2003)では、ある資源の所有者数の増加によって、生産量1単位あたりに支払うランニング・ロイヤルティの水準もfixed feeのそれも増加すると仮定した場合、上記の結果が必ずしも支持されないことを明らかにした。たとえば、資源の利用者が生産する財の需要曲線の形状如何によって、future externalityが生じないケースがあるのみならず、特許プールのような内部化が逆に「反共有地の悲劇」における非効率性を悪化させる場合がある。

加えて、特許プールのような内部化によって、内部化しない場合に比して、必ずしも各所有者が受け取るロイヤルティ水準が増加するとは限らないことが明らかになった。これは、自発的に各所有者が特許プールのような制度を設立するインセンティブを必ずしも持たないことを意味している。一方、経済厚生観点から見た場合、特許プールのような内部化は、必ず、厚生を改善する。したがって、特許プールのような政策を積極的にすすめてよいことを、上記の結論は示唆しているといえる。



Project
No.

2

国際貿易政策研究プロジェクト

研究代表者 経済学部教授 谷垣 和則



執筆者
経済学部 教授
谷垣 和則

Theme

リサイクルと貿易論

Profile

専門分野/国際貿易論

研究テーマ/貿易政策・公共政策の理論的研究

主な所属学会/日本経済学会、国際経済学会

近年リサイクルが盛んになってきている。しかしながらこの経済効果や経済的含意について、まだ十分な議論がなされているとはいえない。特に貿易論を踏まえた分析は私の知る限りではほとんどない。なお、本稿でのリサイクルは、原材料から得られる2次原料、たとえばボーキサイトに対するアルミの再利用、を想定する。以下は貿易論から見たリサイクルの経済分析について何が考えられるかを概観する。

2次原料は中間財でもある。リサイクルの分析は従来の中間財を入れた研究の応用になる。リサイクル部門が存在することで、この部門に生産要素がとられ、そのため他の部門が縮小することになる。ただし、リサイクルそのもののいくつかの工程が、最初から最後まで国内で行われるのか、それとも、ほとんどを海外に移すかでその程度は変わってくる。ほとんどなら、2次原料の輸入量は中身がリサイクル財に変わるだけでそれほど変化しない。しかしその量だけももとの2次原料生産国の生産量は減少する。国内で生産されるのであれば2次原料の輸入量は減少する。輸入が減少するときには、貿易論からすると、為替レートの調整等を通じてその代わりに同じ国内の比較優位部門の生産量が減少する。また生産部門に使われる生産要素が多くなると、他の生産量に影響を与える。リサイクル部門はこれまでの研究から労働集約的といわれている。このことからすると、リサイクル部門の拡大は他の労働集約部門の生産を減少させることになる。以上のことは外国でも同様に生じる。

リサイクル部門への国・市町村によるさまざまな支援はどのような意味を持つのであろうか。リサイクルはエネルギーやその他の資源を使用する。よく知られているように、リサイクルは当該資源を節約できても、リサイ

クル活動のために必ずしもエネルギー資源を節約しない。支援その他の補助金が必要であれば、資源配分を考える際には、どのような利益あるいは問題が考えられるのであろうか。再生可能な財の場合、リサイクルするほうが費用がかかるのであれば資源配分上問題である。再生可能でない資源の場合はその点では費用がかかっても枯渇の時期を先延ばしできるので意味がある。しかし政府支援によるリサイクル部門の拡大は、本来の産業構造あるいは分業構造を変え、国際・国内分業を非効率にさせる。また原材料そして2次原料価格が下落し生産国の交易条件を悪化させ、貿易相手国の厚生を悪化させる。これらの犠牲を払っても行う意義はどこにあるのであろうか。

この問題は再生不能資源の最適利用と関連する。つまり長期的に考えた場合いずれにしてもいつかはその資源はなくなるか、採取コスト増のため利用できなくなる。このときにどのような配分で使うかの問題である。例えば今のうちにリサイクルで2次原料を溜め込んで、将来その資源が枯渇し始めたときに、国内外に売りに出す方法もある。ただこの場合その資源の代替性についても考慮しなければならない。ある資源の利用が禁止されたり資源が枯渇してくると、代替資源が開発されることはよくある。リサイクルによって資源の枯渇を引き伸ばすとしても、その代替資源が低コストで十分供給可能であればリサイクルは非効率であるといえるかもしれない。

このように貿易論で見てもしリサイクル=善という単純な図式は成立しないのである。

Project
No.

3

テクノロジー・マネジメント研究

研究代表者 経営学部教授 兵藤 友博



執筆者

経営学部 助教授

徳田 昭雄

2003年1月9日から11日にかけて、インド国デリー市 (Indian Institute of Technology) にて開催された International Conference on Management of R&D に参加した。基調講演の後、12の分科会 (Management of Innovation、 Strategic Issue in R&D Management、 Government-Industry R&D Interface、 Knowledge Management、 R&D of New Products、 Managing R&D Organizations、 R&D Quality & Performance、 Managing R & D Projects、 Technology Management and Competitiveness、 R&D Management in the IT Sector、 R&D Management in Higher Education、 R&D Management in the Telecom Sector) において、研究開発マネジメントに関わって産官学内外から150名の報告がなされた。以下は、Resource-based View of Strategic Alliances と題して当方が第二分科会にて報告したもののうち、標準化活動にかかわる部分を抜粋したものである。

標準化活動の現状

日本では、国際標準の重要性があまり理解されていない。経済産業省や郵政省など、官僚がその重要性を喚起し標準化機関への参画を後押ししても、総じて産業界の対応は消極的であり、場当たりのものである。国際標準化活動に投企的に参画していないことで、日本の産業界はせっかく多くの投入コストをかけて生み出した技術を腐らせてしまっている。ワープロソフトや携帯電話システムも標準化競争に敗れたために敗退し、自動車のITS標準化においても、欧米に立ち遅れているのが現状である。

欧米の取り組み

欧州の標準化戦略は、標準化によってマーケットを制する基本方針のうえに成り立っている。欧州各国の国家規格を欧州規格として統一した上で、さらにこれを世界標準化するためのロビーイングが盛んにおこなわれている。ISO、IEC、ITUなどの各国際標準化機関には1,000以上のテクニカルコミッティ及びサブコミッティがある。それぞれにおいて規格策定が遂行されているが、

Theme

テクノロジー・マネジメント研究

Profile

専門分野/国際経営論

研究テーマ/グローバル戦略的提携

主な所属学会/国際ビジネス研究学会、アジア経営学会、産業学会

その幹事国になると自国が有利になるように影響力を行使できるので、欧州は積極的に幹事国を引き受けている。これにたいして米国は、デジュール標準が事実上欧州に支配されてきたので、デファクト標準やフォーラム標準という別の方法をとってきた。しかし、近年はデジュール標準に力を入れる必要を認識し、各種標準化機関での幹事国引き受け数も急増しており、国家技術移転促進法によっても、この傾向が促進されている。

日本の取り組み

欧米に比べて、標準化機関において日本が幹事となっている委員会はわずかである。なぜ、参画がなかなか進まないのか。標準化会議では、規格案に対し毎回多くのコメントをする必要があり、これらのコメントの一つひとつに対する対処を議論し双方が合意して内容をつめるというプロセスがとられており、日本ではこのようなプロセスに対応可能な人的資源に欠けている。また、会議への委員派遣に関して、WGによっては年間に多いときには10以上の会議が開催されるが、これに継続的に参加できる仕組みが整っていない。参加していても、メンバーがコロコロ変わってしまい、前任者からの伝達がうまくいかないとの声がよく聞かれる。

今後の日本の取り組みとして、各種セミナーにおける具体的な成功体験の啓蒙などを通じて、産業界の国際標準化活動に対する意識の向上、企業内における国際標準推進体制の整備等、企業内での環境作りを通じ、日本企業の国際標準化活動への参画を促進し、幹事の引き受けや日本からの国際規格提案を増加させていくべきである。特に、関係者が継続的に関与できるようなサポート体制をとることができるよう、産業界マネージャー層が標準化マインドを持つことが極めて重要である。また、日本政府は、当面の間は補助金制度等を活用して、日本が技術的に先行する分野において国際規格提案を行う産業界を支援する等により、企業が主体的に国際規格提案に取組みやすい環境を整備することが必要であろう。

Project
No.

4

非営利サービス・マネジメント

研究代表者 経営学部教授 齋藤 雅通



執筆者
経営学部 助教授
近藤 宏一

非営利サービス・マネジメント・プロジェクトでは、これまでの研究の到達点をふまえて、このたびヨーロッパへの訪問調査を行った。訪問先や調査内容は多岐にわたったが、このなかからケルンの西部ドイツ放送(WDR)関係者から行ったオーケストラ経営に関するヒアリングの内容を紹介したい。

ヨーロッパではオーケストラなどへの自治体・国や放送局などからの財政支援が潤沢であり、それゆえあまり経営的なことを気にせず低料金で演奏会などを開くことができる日本では従来認識されていた。しかし最近では、こうした公的な財政支出が削減されたことから、ロンドンやベルリンのような大都市でさえオーケストラや歌劇場の統廃合が議論にのぼることもしばしばである。そうした状況のもとで、公共放送局傘下のオーケストラなどは、どのような存在意義を認められて維持されているのか、どのような課題に直面しどのような経営努力を払おうとしているのかを実際に聞いてみようというのが今回の訪問調査のねらいであった。

WDRは、主にドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州を対象とする公共放送局であり、日本のNHKと同じく、視聴者からの受信料を主な収入源として運営されている。WDRは交響楽団、放送管弦楽団、合唱団、ジャズのビッグバンドという四つの音楽団体を傘下に擁しており、そのメンバーは200人以上である。

ヒアリングによれば、各団体の財政はすべて放送局の予算でまかなわれており、演奏会などの独自収入は追加的なものと扱われている。いまのところWDRでは、放送局の経営トップが音楽に理解があるため、他の部門では予算の削減があっても音楽部門での削減はないとのことであった。このため、二つのオーケストラ、合唱団、ジャズバンドのいずれにおいても新しい音楽的な課題に挑戦していくことが重視されており、聴衆の数で成果をはかるようなことはしていないことが強調された。特に交響楽団や合唱団ではいわゆる現代音楽に力を入れているようで、これは従来日本でドイツの放送オーケストラ

Theme

ドイツにおける放送オーケストラの経営
ヨーロッパ訪問調査から

Profile

専門分野/サービス・マネジメント論、交通事業論
研究テーマ/サービス・マネジメント論の理論的検討と応用
主な所属学会/文化経済学会、日本交通学会、交通権学会、
日本流通学会

の特徴としていわれていたものの通りである。ジャズバンドも、新曲や新アレンジへの挑戦が中心で、既存の曲を既存の編曲で演奏することはないと述べていた。もちろん、聴衆拡大の努力をしていないわけではなく、交響楽団では演奏会で取り上げる曲目についてのアンケートや青少年コンサートなどは行っているとのことであったが、放送局の傘下にある音楽団体として、人気のあるものだけでなく「多様な情報を提供する」ことを重視することがくりかえし強調されたのが印象的であった。

ただ、ヒアリングに応じていただいた担当者によれば、WDRはドイツ各地の公共放送局のなかでは対象とする地域の人口が最大で、他局に比しても財政が潤沢であるからこうした余裕のある姿勢が可能であり、人口の少ない地域の放送局や、自治体の運営するオーケストラの財政状況は全体として厳しくなっているとのことである。

このため、ノルトライン・ヴェストファーレン州地域のオーケストラのマネージャーが集まって経営についての勉強会を開いており、また全ヨーロッパの放送局傘下の音楽団体の経営についてのシンポジウムも最近開催されているなど、そうした状況に対応するための取り組みも始まっているとのことであった。

今回WDRにヒアリングを行ったのは、活動が活発であることが一つの理由であったが、それは逆に言えば財政危機に直面していないからそれができるということであり、経営努力という点に関しては、まだ危機感をもって動いている状況ではなかった。今後は、より財政状態が厳しい中で、企業などのスポンサーを集めることも活発に展開して活動を維持しているオーケストラなどの調査をさらに続ける必要がある。また、WDRと日本の事例を比較するためには、NHK交響楽団などとのつっこんだ比較検討が必要であろう。

Project
No.

5

日中中小企業協力研究プロジェクト

研究代表者 経営学部教授 仲田 正機



執筆者

龍谷大学 非常勤講師

芳澤 輝泰

一昨年と昨年の8月に、当研究プロジェクトメンバーは中国遼寧省を訪問し、主に中小の民営企業（一部大型企業や国有企業）の実態調査を行った。一口に民営企業といっても様々なのだが、ここでは元国有の民営企業に焦点をあて、それらが民営化される過程と民営化後の経営状況についていくらか述べたいと思う。

さて、90年代以降、中国では国有企業改革が国家的な重点課題となっている。遼寧省政府は、そうした国有企業改革の一環として、中小型の国有企業に関しては売却やリースなどによってそれらを政府から切り離し民営化させる方針をとってきた。その結果、2001年末までに遼寧省内の中小国有企業1,117社が非国有企業となった。また、瀋陽市政府は、国有企業50社の工場長と民営企業50社の董事長を集め、国有企業財産権の売却・買収に関する会議を開催するなど、国有企業の民営化を積極的に推し進めている。

国有企業を買収する者は、民営企業の経営者、その国有企業内部の従業員（工場長等）、および民間人のいずれかである。そして、国有企業が売却・民営化される場合、まず問題となるのが固定資産評価である。中国では固定資産評価のための規定は存在するのだが、実際にその規定に則して評価が行われるケースは稀とのことである。

まず、経営困難に陥っている国有企業の場合、政府は企業の存続・活性化、従業員の雇用の維持・賃金確保を第一に考える。そのため、これら企業の売却に関しては、買収希望者が従業員の雇いを維持し企業債務を引き受けることが可能ならば、実質的な固定資産評価は行われず、ほとんどの場合、売却額ゼロで当該企業の引き渡しが行われているようである。

同様に、経営状態がよい国有企業であっても、本来の資産価値で売却・買収が行われるケースは僅かしか

Theme

中国遼寧省における
中・小型国有企業民営化の実状

Profile

専門分野/企業論、企業統治論

研究テーマ/中国国有企業のコーポレート・ガバナンス

主な所属学会/日本経営学会、アジア経営学会、経営学史学会

く、また買収側が経営権のみ購入するというケースも存在するようである。例えば、瀋陽方園アルミ集団公司是、総資産（固定資産＋流動資産）の資産評価額が7.5億元の国有企業を、その国有企業の工場長（現董事長）が3,500万元で利用権・支配権を買収することによって民営化がなされた企業である。なお、残りの資産7.15億元は、国有資産管理局が董事長に委託管理してもらうという形をとっているとのことであった。

その他、瀋陽裕騰企業集団や盛務国際集団公司等、国有企業を買収した民営企業をいくつか訪問したが、それらの企業は全て国有企業時代の従業員をそのまま雇用している。それどころか、瀋陽裕騰企業集団などは、これまでに国有企業をレイオフされた従業員約3,000人を雇用しており、国有企業リストラ者の受け皿にさなっている。ただし例外もあり、鞍山亨通閥門有限公司では、全国入札会で落札することにより買収した国有企業の従業員1,300名に対し保険金（中国政府が9,700万元、同社が905万元を負担）を支払った上で全員を解雇している。

最後に、これら企業の民営化後の経営状況である。瀋陽裕騰企業集団は国有企業買収後の生産額が2倍、従業員の賃金は2.5倍となり、また買収した国有企業の債務をゼロにし、利益1億元、納税額1千万元を達成している。盛務国際集団公司是、全国500強企業に入るなど業績は大変安定しており、アメリカでの上場予定もある。瀋陽方園アルミ集団公司是、民営化後3年間の生産額が毎年20%以上上昇している。鞍山亨通閥門有限公司も96年の国有企業買収後の5年間で生産額が約10倍となっている。こうした状況を見る限り、民営化による経営効率の改善に関しては、一定の評価を与えてもよいのではないかと思われる。

Project
No.

6

国際ビジネス法制研究プロジェクト

研究代表者 経営学部教授 中村 雅秀



執筆者
経営学部 教授
柳ヶ瀬 孝三

1998年のOECD「有害な税の競争」(Harmful Tax Competition)報告書とともに国際的レベルで「租税競争(ないし税の競争)」という言葉がよく聞かれるようになったかと思うと、日本列島のあちこちでも「新税戦争」が現れて一挙に馴染みのものとなったといえるのかもしれない。2000年4月の地方分権一括法によって地方自治体による法定外独立税が許可制ではなくて政府との事前協議制に移ったからだ。税の競争とは、課税権をもつ政府間や自治体間あるいは政府と自治体の間などの競争の重要な構成部分であり、そこには「税とは何か」をめぐる興味深い論点が含まれているので、少し紹介してみよう。

C・B・ブランカート(フンボルト大)によれば、伝統的財政学は、税を「貨幣の政府への義務的移転」と定義してもっぱら「財政収入の手段」と議論してきた。その見地からは、税の競争は望ましからざるものであり、税制を掘り崩すものである。しかし、それは「税収の用途」を問わない重要な理論的弱点をもっている。こうした「財政収入の手段」論は、経済学においてはJ・S・Mill以来の功利主義の伝統の中で行われてきており、ラムゼーの最適課税論もその延長線上にある。他方、公共選択理論においては、「財政収入はそれ自体が目的でない」「税は、市民が行って欲しい公共支出によってのみ正当化できる。」そのための税の集会的負担を分担することは、コストが便益に相応する限りにおいて、ヴィクセルの全員一致ルールによって受け入れられる。しかし、このルールを全員でなく薄めて単なる「交換」原理に解消したり、意思決定を「voice(発言)」ではなく「exit

Theme

租税競争の憲法的ルール

Profile

専門分野/財政学

研究テーマ/インフラストラクチャの政治経済学

主な所属学会/日本財政学会、国際財政学会、租税理論学会、経済理論学会、経済学教育学会

(退出)」に解消するものもある。また「足による投票」で知られる「ティボー・モデル」の場合は、公共サービスの費用とコストの双方を視野に置いて新しい視野を開いたが、近視眼的に議論するものもある。こうして、ブランカートは「立憲的秩序を目的とした租税競争」は促進すべきであると結論する。(C・B・Blankart, Public Finance Review 2002.9)

ブランカートによれば、OECDやそれに先行したEUの議論は、「国家間の税切り下げ競争」を「財政収入のための税を活用する中央政府の能力に対する重大な制約」と受け止めているだけで、「歳入によってデザインされるもの」が問われていないとみなされる。集権化に伴うパイアサン化のリスクが暗示される。OECDもEUも、「有害な」税競争を問題としており、すべての租税競争を否定してはいない。それらの理論的背景に論じたC・ピントも「よい税競争」の理論内容が示している。しかし、それは「公共支出の合理的低水準の維持、総合的な租税負担の適切な均衡水準、公共サービスや社会インフラの受け入れ可能なレベル」という「低税負担=効率=手段」論の延長上で説明される。(Intertax,1998.12)

翻って、「地域社会のありかた」を基本において地方税の未来を考えるべきことを強調する神野直彦氏は、分権化の一環としての新税競争について、シャウブ勧告に立ち返って「過去から現在への地殻変動を見抜いた未来への設計図」のなかに位置づけることを提起していることがある。(『課税分権』2001)テーマはさらなる議論が必要であるように思われる。

Project
No.

7

連結財務分析プロジェクト

研究代表者 経営学部教授 松村 勝弘



執筆者
経営学部 教授
松村 勝弘

Theme

リステートメント不在と信頼喪失

Profile

専門分野/経営財務論

研究テーマ/株式会社財務の制度的・実証的研究

主な所属学会/日本経営財務研究学会、証券経済学会(理事)、
財務管理論学会(理事)ほか

連結会計制度実施をはじめとする会計ビッグバンが進行中である。我々連結財務分析プロジェクト・グループは、なканずく、連結財務諸表の改定に焦点をあててアンケート調査を中心に分析を進めてきている。アンケート調査でわかったことのひとつに、これまで単独主、連結従であった制度が、連結主、単独従になったことで、間違いなくアナリストが戸惑っているということである。制度変化は当然混乱をもたらす。そういった混乱を避けるためにも、緩和措置をとるのがどの国でも常識である。ところが、この国ではそれがどうも常識ではないらしい。

通常制度変更を行うとき、リステートメントといって、これまでの制度で計算した場合の数値と新制度で作成した数値とを併記して制度変化の財務数値に及ぼす影響を開示するのが常識である。ところが、わが国における連結財務諸表制度の改定に際して、このようなリステートメントが行われていない。これでは制度変更が財務に及ぼす影響がわからない。アナリストでなくても困るはずだ。

重大な制度変更を行った場合、財務諸表の比較可能性を担保するため制度改定後、以前の財務諸表が新制度のもとでならどうなっていたかを遡及的に計算し直して開示するのはアメリカでは古くから当然のこととされていた(Louis.H.Rappaport, SEC Accounting Practice and Procedure, 3rd ed., 1972, p.16・15)。何でもアメリカの真似をするのが好きな日本の制度設定者がこの問題についてはほうかむりをしている。これでは情報利用者が不安になるのも無理はない。一体何を信頼して良いのか。

このような信頼性喪失が今回の不況の大きな原因では

ないかと思う。論者も『規制緩和』や『構造改革』の名のもとで施行されてきた諸制度の自由化は、人々が将来に対して抱く<信頼>を経済と社会システムとの接点において崩壊させ、結果的に投資や消費を沈滞させた」と言っている(松原隆一郎「消費と信頼」佐伯啓思・松原隆一郎『<新しい市場社会>の構想』新世社、2002年、98ページ)。また、「制度の急激な解体にともなう信頼の瓦解が信頼全般を失墜させた」とも言っている(同上稿、136ページ)。そうだろう。

以前私はここ(ROSSI四季報,第16号)で、会計ビッグバンとそれにとまなう会計書ブーム到来に関連して、次のように書いた。「経理担当者がこの〔会計ビッグバンの〕奔流に恐れおののき、事態は一体どういう方向に向かっているのか、会計制度は一体どうなるのか、と頭の中が全く混乱に陥ったのであろう。ここに会計ブームの理由を見つめることができる。今回の制度改変が、日本の会計界の内在的な理由から行われたものでないだけに、一体これは何なのかという不安感が経理担当者間に充満していたことは間違いない。」今回のわれわれのアンケート結果がそれを実証している。

さらに重大なのは比較可能性の喪失が政策担当者、あるいはその周辺にいる研究者などにとっても、困った事態をもたらすのではないかと言うことである。この国の政策が現実分析の上に立って立案されているのだろうかと思わせる。正確な診断なくして正しい処方箋は書けない。連結財務分析に関するわれわれの調査は、データ軽視の勇ましい議論が横行する近年のわが国の「構造改革」論の危うさの一端を示している。

Project
No.

8

数理ファイナンス

研究代表者 理工学部客員教授 渡辺 信三



執筆者
経済学部 助教授
秦 劫

ある二つの資産あるいはポートフォリオは、そのペイオフは同じで、価格は異なっている。このような状況は「裁定機会」と呼ばれる。つまり、裁定機会が存在するときは、一種のミスプライシングが市場に存在しているのである。このミスプライシングを利用すると、リスクを取らずに収益を上げることができ、「裁定取引」とはまさにそのようなものである。過大評価されている資産を空売りすると同時に、過大評価されている資産を買い入れる。両者のペイオフがちょうど相殺するようにポジションを決めると、相場の動きに関係なく、ミスプライシングによって生じた価格差を確実に儲けることになる。

ファイナンス理論の多くの理論分析は「裁定機会が存在しない」という前提をその出発点としている。オプションの価格評価モデルであるBlack-Scholesモデルはその代表例である。オプションの価格評価式を導く際に、まずオプションと同じペイオフをもたらすような複製ポートフォリオを構築する。そして、この複製ポートフォリオの価値を算出し、それをオプションの価格とする。ペイオフが同じであれば、その価格も同じであるというのが、「裁定機会が存在しない」という前提によって保証されているからだ。

しかし現実の証券市場では、裁定機会が長期間にわたって存在しつつあるような現象はしばしば観察される。最もよく知られているのは、おそらくRoyal Dutch社とShell社の例である。Froot and Dabora (1998) などによると、両社のキャッシュフローは協定によって常に6:4という比例を保っている。よって、理論上両社の株価もこの比例を保つはずである。しかし、現状では、両社の株価がこの比例から大きく離れることはしばしば観察されている。Royal Dutch社の株式はShell社に比べて最小35%過小評価されたり、最大10%過大評価された。さらに、裁定機会があらわれた場合、裁定取引が積極的に行われるため、裁定機会がすぐに解消されるとファイナンス理論が予測したが、Royal Dutch社とShell社の場合、過小評価あるいは過大評価は数年という長期間にわたって存在し続けたのである。

Theme

裁定取引のリスク

Profile

専門分野/ファイナンシャル・エコノミクス

研究テーマ/資産価格理論

主な所属学会/日本経済学会、ファイナンス学会、経営財務研究会、OR学会

このような現象を理論的に究明しようとする研究は90年代に入ってから盛んに行われ、それらによると、現実市場での裁定取引はリスクレスなのではなく、むしろ大きなリスクを伴うものである。その一つに、ノイズ・トレーダー・リスク(Noise trader risk)と呼ばれるものがある。市場でのミスプライシングが現れる場合、裁定トレーダーは過大評価の証券を売り、過小評価の債券を買うことによって、裁定利益を得ようとするが、いわゆるノイズ・トレーダーの注文によって、ミスプライシングがさらに大きくなる可能性がある。もしそうであれば、裁定トレーダーはキャピタルロースを負うことになる。ミスプライシングが消えるまで待てば確かに裁定利益を得られるが、裁定トレーダーは通常比較的短い期間中に利益を上げることが要求され、ミスプライシングの広がりによる損失がある程度大きくなると、裁定トレーダーはポジションを放棄しなければならない。現実の市場では、裁定トレーダーは実際にこのようなリスクに直面していると思われる。その結果、裁定機会が存在しても裁定取引が行われず、Royal Dutch社とShell社の例で見られるように、ミスプライシングが長期間続いてしまう。

裁定取引の際に、Synchronization riskの存在も最近指摘されている。証券市場のミスプライシングをなくすためには、ある程度大きい注文量が必要である。資金面の制約があるため、ひとりふたりの裁定トレーダーはこのような大量な注文を出すことが不可能で、多くの裁定トレーダーが一緒に行動しないと、ミスプライシングがなくなる。一人の裁定トレーダーの立場から見れば、注文が早すぎると、ミスプライシングが広がる場合損失を負うことになり、一方、注文が遅すぎると、裁定機会が消えてしまう。このタイミングに関するリスクは、Synchronization riskと呼ばれるのである。

裁定取引のリスクに関するこれらの考察は、ファイナンス理論に意味深い示唆をもたらした。この方向の研究をより深め、従来の理論体系に取り入れることによって、ファイナンス理論がより一般的になると同時に、金融実務での応用性も広がると思われる。

Project
No.

9

商業活動分析

研究代表者 経済学部教授 平田 純一



執筆者
経済学部 教授
平田 純一

Theme

規模別の小売商業動向

Profile

専門分野/財政学・金融論

研究テーマ/戦後日本経済の発展過程・金融市場の実証分析
主な所属学会/日本経済学会、日本地域学会

小売商業活動を考える上では、伝統的な商店街を形成する個人経営（企業形態としては法人組織である場合が多いが）の商店と大規模小売り店舗とを対比して議論されることが多い。

しかしながら、1973年に制定され、1974年から施行された大規模小売店舗法では、大規模小売り店舗の定義はたびたび変更されてきた。これと合わせて、小売活動状況を把握するための統計である、商業統計調査における小売商店の規模分類も変更されてきており、時系列的に大規模小売り店舗とそれ以外の店舗とを区別して検討することは意外に困難である。さらに、大規模小売店舗法においては、政令指定都市（および東京都特別区）とそれ以外とでは、大規模小売店舗の定義が異なっていることも話を複雑にしている。

ちなみに現行の大規模小売店舗立地法における対象店舗の規模は、地域に関係なく1000㎡となっており、今後は1000㎡未満の店舗を大規模でない小売店舗と考え、1000㎡以上の店舗に関して、地域商業活動への影響の程度によっていくつかにクラス分けすることを考えればよいであろう。一方で1000㎡未満の商店が全て個人経営の商店であるわけではないので、この割合が比較的高いと考えられる店舗面積500㎡未満の商店（以下個店）と、大型店らしい大型店である店舗面積3000㎡以上の大型店（以下大型店）とを対比して考えてみよう。

日本における小売商店に占める、個店の割合は、1985年の98.9%から1999年の97.9%へと低下傾向を示しているが、依然として圧倒的に高い割合を占めている。これに対し

て大型店の割合は、1985年の0.14%から1999年の0.34%へと倍以上に増加しているが、割合としてはそれほど大きなものではない。

従業員数の割合では、個店の割合は、1985年の84.4%から1999年には77.8%に低下する一方、大型店では、1985年の、7.8%から1999年には10.5%に増加している。しかしながら、店舗数割合の増加に比べると従業員割合の増加は低水準にとどまっていることは注目に値しよう。

売場面積の割合では、個店の割合は、1985年の69.1%から1999年の57.9%へ低下しているのに対して、大型店の割合は、1985年の16.1%から1999年の23.5%へ増加している。これにより、小売商業における大型店の存在感が大きく増加していることは感じられる。

販売額の割合では、個店の割合は、1985年の68.3%から1999年の60.8%へ低下し、大型店の割合は、1985年の18.9%から1999年の21.9%へ増加している。しかしながら、売場面積割合の増加に比して、販売額割合の増加はそれほど大きくない。

上記の結果を、経営効率の視点から見たのが、下の図1と図2である。図1に示したのは、従業員1人あたり販売額であり、図2に示したのは、売場面積あたり販売額である。共に実線が大型店、破線が個店である。この間に経営効率的に大規模小売店舗が優位になったと言い切ることができない。1990年代に入って以降売場面積あたりの販売額が急激に低し、従業員あたり販売額も低下傾向である。

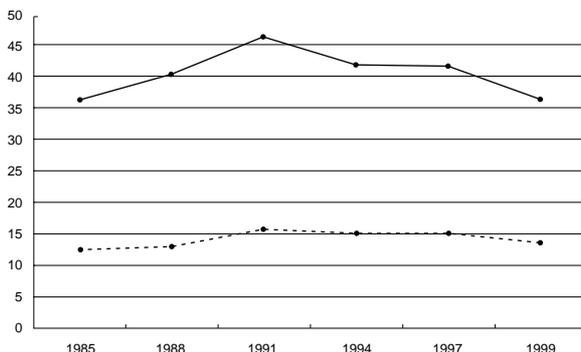


図1 従業員あたり販売額 (百円)

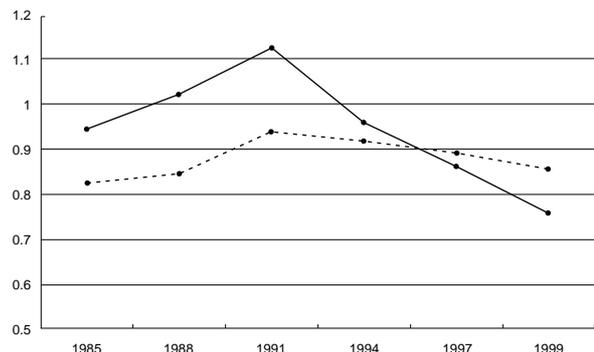


図2 売場面積あたり販売額 (百円)

「すでに起こった未来」 ピーター・F・ドラッカーに学ぶ



執筆者
経営学部 教授
三浦 一郎

数年前のことになるが、本学衣笠キャンパスにおいて、ドラッカーのほとんどが本の翻訳者であり、当時経済広報センターの常務理事であった上田惇生氏の話を書く機会があった。上田氏の話は「ドラッカーの思想と手法」と題するもので、内容は多岐にわたったが、主にその前後の上田氏翻訳の仕事であるドラッカーの論文「すでに起こった未来」とドラッカーのマネジメント研究開始以前の著作である『経済人の終わり』『産業人の未来』とを取り上げながら、ドラッカーの思想を語るものであった。その内容は、日本でドラッカーの分身とも言われる上田氏ならではのもので、私のドラッカーに対する印象を決定した。

上田氏の話は、きわめて印象的なもので、まずドラッカーのアプローチ・手法を典型的に示すものとしてハーバード・ビジネス・レビュー1997年9-10月号掲載の「すでに起こった未来」が取り上げられた。「すでに起こった未来」というのは、例えば自分の4才の子供が、再来年小学生になり、20年も経てば社会人になるというようなことで、これは未来予測というほどのものではなく、すでに起こってしまっていることである。もしバブルがいま始まったとしても、今生まれた人達が労働力市場に出てきて働けるようになるには20年かかる、というようなことは予測でもなんでもない。そういう種類のすでに起こったことが、将来確かな影響をもたらすことになる。ドラッカーは、自然に必ずこうならざるを得ないということを言っているに過ぎない。そこで、ドラッカーによれば、人口構造がすでに決まってしまう、そして知識の意味が変わる、そこで情報が変わり、

Profile

専門分野/商学・経営学

研究テーマ/現代企業のイノベーションとマーケティング

主な所属学会/日本流通学会(理事)、日本ベンチャー学会(理事)

組織が変わり、最後にマネジメントが変わるということになる。先進国としては、量的な知識を質的なものに変えるしか仕方がない。このように、ドラッカーの「すでに起こった未来」による「予測」は、進められていく。

続いて、上田氏の話は、このような手法を持つに至ったドラッカーの生い立ちに進み、そして初期の著作『経済人の終わり』(1939)、『産業人の未来』(1943)の中で示されたドラッカーの社会理論が、第2次世界大戦後展開されたドラッカーの経営学その他すべての活動源泉となっているという内容であった。

ドラッカーは、1909年オーストリア・ウィーン生まれであるが、父はオーストリア政府高官で大学教授でもあり、シュンペーターの師であったといわれる。母は医者でフロイトの講義を聞いていたらしい。当時世界最高の知的環境の中で育ち、ナチズムに反対して、イギリスからアメリカへと移り住むことになる。初期の著作『経済人の終わり』『産業人の未来』はそれぞれ「全体主義はなぜ生まれたか」「改革の原理としての保守主義」という副題をつけられているが、上田氏によれば、この中で展開された社会理論は、社会が社会として成立し機能するためには一人ひとりの人間に「役割」と「位置づけ」が与えられ、かつそこにおける権力関係が、納得しうるものでなければならない、というものである。このテーマを企業社会・組織社会の中に展開したときに、ドラッカーのマネジメント論が始まることになる。ドラッカーが自らを経営学者と呼ばず、社会生態学者と呼んでいることは、われわれ経営学を学ぶものにとって興味ある課題を提示しているようにも思われる。

日本の金融再生と研究者の責任



執筆者
経済学部 助教授
堀 敬一

Profile

専門分野 / 金融論

研究テーマ / 日本の金融市場の実証分析

主な所属学会 / 日本経済学会、金融学会、日本ファイナンス学会

銀行を中心とした従来の日本型金融システムが様々な点で制度疲労を起していることは言うまでもないが、不良債権問題はその象徴と言えよう。不良債権問題の解決の必要性自体は国民の合意事項とは思われるが、実際にその解決が進んでいるとは言い難い。その理由は自明のことではあるが、不良債権の償却に伴い不利益を被る経済主体が存在し、彼らの抵抗が無視できないからである。

このような状況で企業再生ビジネスは、必要性も将来性も高い事業の一つであるが、日本国内に企業再生ビジネスのスキルを持っている個人や組織は残念ながら少ない。したがって企業再生のスキルを持っているのは外資の投資会社くらいということになるが、彼らは豊富な資金力だけでなく、債権や企業の価値に関して様々な評価手段を持っている。それはここ20年間でファイナンスや経済学の分野で蓄積された研究成果を背景としたものである。それならば日本の金融機関もこのような学術的成果を積極的に活用すればよいと思う。しかし「ハゲタカ・ファンド」と揶揄されるように、日本国内には外資の投資会社の進出に抵抗感も強い。

だがサッカーやプロ野球のケースでも明らかなように、優秀な人材は国際競争力を持つ企業や事業に集まる

のであり、国技である大相撲ですら外国人力士が活躍する時代である。優れた技術があれば国籍を問わず積極的に活用すべきである。にもかかわらず、金融分野については未だに国粹主義を唱える論者が少なからず存在するのは、私にとっては驚き以外の何物でもない。

もちろん外資や金融工学的手法を導入すれば、問題が簡単に解決すると私も考えているわけではない。税制や商慣習など日本に固有な事情を無視して企業再生を成功させるのは困難であろう。しかしだからと言って、日本企業の再生ビジネスは日本人にしかできないと言うのであれば、それはあまりにも偏狭な考え方である。第一、外資の手法に問題があるとしたら、この10年間、日本の金融機関は一体どのような代替的な企業再生の手法を編み出してきたというのだろうか。

だがここで日本の金融機関を一方向的に非難することは私の本来の目的ではない。自戒の念を込めてあえて述べるならば、日本の金融機関と同じように、金融を専門とする日本の研究者も十分に努力してきたとは言い難いのではないか。多くの批判にも耐え得るような論文を書き、例えば査読制雑誌に公刊することを良しとする価値観が認知されたのは、日本ではここ最近のことである。また日本的金融システムがアメリカ的金融システムと比べて優れたところがあると思うならば、日本語で日本人相手に語りかけても効果は少ない。英語で論文を書いて国際的に情報発信すべきである。

にもかかわらず、社会的影響や引用度の高い論文を書くどころか、自分の思いつきをマスコミや最近ではホーム・ページで語ることが仕事と勘違いしている研究者が少なくないのは残念なことである。そのような事をする前に、まず研究者は国際的水準に達するような論文を書くべきである。外国のケースと同様に国際的水準に達する研究を積み上げていけば、結果として日本の金融再生も加速することが期待される。そのような意味で、われわれ研究者も傍観者としてではなく、当事者として日本の金融再生に責任を負っていると私は思う。



インターネットを通して、「ROSSI四季報」を創刊号よりご覧いただくことができます。
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/ssrc/sisutemusub3.htm>

2003年3月25日発行 No.20 (季刊) 発行・編集 立命館大学BKC社系研究機構・社会システム研究所
〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1 TEL 077-561-3945 FAX 077-561-3955